

議案第79号

勝山市特別用途地区及び特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

勝山市特別用途地区及び特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年2月28日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

特定用途制限地域(インターチェンジ周辺環境保全地域)における建築物の制限について、使用用途との整合性を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市特別用途地区及び特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

勝山市特別用途地区及び特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 22 年勝山市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前		改正後	
別表(第 3 条、第 4 条関係)		別表(第 3 条、第 4 条関係)	
建築物を制限する区域	建築してはならない建築物	建築物を制限する区域	建築してはならない建築物
特別用途地区 (第 1 種特定規模集客施設制限地区)	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの	特別用途地区 (第 1 種特定規模集客施設制限地区)	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの
特別用途地区 (第 2 種)	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に	特別用途地区 (第 2 種)	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に

特定規模集客施設制限地区	用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超える、かつ、10,000 平方メートル以下のもの	特定規模集客施設制限地区	供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超える、かつ、10,000 平方メートル以下のもの
特定用途制限地域(インターチェンジ周辺環境保全地域)	<p>1 法別表第 2(ぬ)項に掲げる建築物</p> <p>2 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する営業を営む施設</p> <p>3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する営業を営む施設(ただし、料理店は除く。)</p> <p>4 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が 1,500 平方メートルを超える、かつ、10,000 平方メートル以下のもの</p>	特定用途制限地域(インターチェンジ周辺環境保全地域)	<p>1 法別表第 2(ぬ)項に掲げる建築物(ただし、別表 2 に掲げる区域においては、法別表第 2(る)項に掲げる建築物)</p> <p>2 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する営業を営む施設</p> <p>3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する営業を営む施設(ただし、料理店は除く。)</p> <p>4 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が 1,500 平方メートルを超える、かつ、10,000 平方メートル以下のもの</p>
特定用途制限地域(幹線道路沿い環境保全地域)	<p>1 法別表第 2(い)項に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>2 地盤面からの高さが 10 メートルを超える建築物。(地盤面とは建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。)</p>	特定用途制限地域(幹線道路沿い環境保全地域)	<p>1 法別表第 2(い)項に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>2 地盤面からの高さが 10 メートルを超える建築物。(地盤面とは建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。)</p>
特定用途制限地域(特定規模集客施設制限)	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が 1,500 平方メートルを超える、かつ、10,000 平方メートル以下のもの	特定用途制限地域(特定規	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に

限地域) 000 平方メートル以下のもの

(新設)

模集客  
施設制  
限地域) 供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積  
の合計が 1,500 平方メートルを超えるかつ、10,000 平方  
メートル以下のもの

別表 2

名称	大字	地番
		34番1, 34番2, 34 番3, 34番4, 36番1, 3 6番2, 36番3, 36番5, 勝山市鹿谷町 42番1, 42番3, 42番 保田工業団地 保田57字 4, 42番5, 42番6, 42 番7, 51番1, 52番1, 5 3番, 54番, 55番, 56 番, 57番1

#### 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。